

議案第32号

目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（月の中途中に就職し、又は退職した場合等の報酬の支給方法）」に改め、同条第1項中「」を除く。」の次に「第3項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

3 委員長及び委員が、月の1日から末日までの期間にわたりその職責を果たすことができないと認められる場合のその当月分の報酬は、前条の規定にかかわらず、支給しないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 職責を果たすことができないと認められる場合における報酬の支給に係る規定を設けるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(月の中途中に就職し、又は退職した場合等の報酬の支給方法)	(月の中途中に就職し、又は退職した場合等の報酬の支給方法)
<p>第4条 委員長及び委員（選挙管理委員会の補充員（以下「補充員」という。）を除く。第3項において同じ。）が、月の中途中において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の報酬は、前条の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。</p>	<p>第4条 委員長及び委員（選挙管理委員会の補充員（以下「補充員」という。）を除く。）が、月の中途中において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の報酬は、前条の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。</p>
2 (現行に同じ。)	2 (省略)
<p>3 委員長及び委員が、月の1日から末日までの期間にわたりその職責を果たすことができないと認められる場合のその当月分の報酬は、前条の規定にかかわらず、支給しないことができる。</p>	